

警備業法施行規則

〔昭和五八年一月一〇日総理府令第一号〕

施行 昭五八・一・一五

改正 昭六一・七・一総府令四三、昭六二・九・一四総府令四五、平五・七・一総府令三七、平六・三・四総府令九、平八・一二・四総府令五三、平一〇・七・二九総府令五〇、平一一・一・一一総府令二、平一二・三・三〇総府令二九、総府令三〇、八・一四総府令八九、平一三・三・二六内府令一七、平一五・三・七内府令一〇、平一七・三・四内府令一六、一一・一八内府令一〇二

注 平成一七年一月一八日内閣府令第一〇二号第二条の改正は、平成一七年七月二六日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行のため、附則の次に（参考）として改正文を掲載いたしました。

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、警備業法施行規則（昭和四十七年総理府令第六十四号）の全部を次のように改正する。

警備業法施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 警備業の認定等の手続（第三条 第二十六条）

第三章 警備業務（第二十七条 第三十七条）

第四章 教育等

第一節 教育及び指導監督（第三十八条 第四十四条）

第二節 登録講習機関（第四十五条 第五十二条）

第五章 機械警備業（第五十三条 第六十五条）

第六章 監督（第六十六条 第七十条）

附則

第一章 総則

〔章名追加・平一七内府令一〇二〕

（申請書又は届出書の通数）

第一条 警備業法（以下「法」という。）及びこの府令の規定により都道府県公安委員会（法第五十三条の規定により道公安委員会の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）に提出すべき申請書又は届出書の通数は、一通とする。

〔見出し・本条改正・平一五内府令一〇、本条改正・平一七内府令一〇二〕

（警備業務用機械装置）

第二条 法第二条第五項の内閣府令で定める装置は、電話その他送信者の音声を送信し、及び受信するための装置以外の装置とする。

〔本条改正・平一二総府令八九〕

第二章 警備業の認定等の手続

〔章名追加・平一七内府令一〇二〕

（認定等の申請）

第三条 法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定証更新申請書（以下「認定証更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 認定申請書又は認定証更新申請書を提出する場合には、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。

〔一・二項改正・平一五内府令一〇、一項改正・平一七内府令一〇二〕

第四条 法第五条第一項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 個人である場合は、次に掲げる書類

イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）

ロ 法第三条第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二 法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

ホ 精神機能の障害に関する医師の診断書（法第三条第七号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。）

へ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で警備業に関し営業の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該営業の許可を受けていることを証する書面（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに警備業に係る主たる営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからホまでに掲げる書類）

二 法人である場合は、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員に係る前号イ及び八からホまでに掲げる書類

ハ 法第三条第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 選任する警備員指導教育責任者（以下「指導教育責任者」という。）に係る次に掲げる書類

イ 警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の写し

ロ 誠実に業務を行うことを誓約する書面

ハ 第一号イ、八及び二に掲げる書類

二 法第二十二条第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 公安委員会は、認定申請書又は認定証更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

〔本条改正・平一二総府令三〇・総府令八九、一項改正・二項追加・平一五内府令一〇、一項改正・平一七内府令一六、一・二項改正・平一七内府令一〇二〕

(認定証の様式)

第 五 条 法 第 五 条 第 二 項 に 規 定 す る 認 定 証 の 様 式 は、 別 記 様 式 第 二 号 の と お り と す る。

〔 本 条 改 正 ・ 平 一 七 内 府 令 一 〇 二 〕

(通知の方法)

第 六 条 法 第 五 条 第 三 項 の 規 定 に よ る 通 知 は、 理 由 を 付 し た 通 知 書 を 交 付 し て 行 う も の と す る。

〔 本 条 改 正 ・ 平 一 七 内 府 令 一 〇 二 〕

(認定証の再交付の申請)

第 七 条 法 第 五 条 第 五 項 の 規 定 に よ り 認 定 証 の 再 交 付 を 受 け よ う と す る 者 は、 当 該 認 定 証 を 交 付 し た 公 安 委 員 会 に、 別 記 様 式 第 三 号 の 再 交 付 申 請 書 を 提 出 し な け れ ば な ら ない。

2 前 項 の 規 定 に よ り 再 交 付 申 請 書 を 提 出 す る 場 合 に お い て は、 第 三 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 経 由 す べ き こ と と さ れ た 警 察 署 長 を 経 由 し な け れ ば な ら ない。

〔 見 出 し 改 正 ・ 二 項 削 除 ・ 旧 三 項 を 改 正 し 二 項 に 繰 上 ・ 平 一 二 総 府 令 二 九、 一 ・ 二 項 改 正 ・ 平 一 五 内 府 令 一 〇、 一 項 改 正 ・ 平 一 七 内 府 令 一 〇 二 〕

(認定証の有効期間の更新の申請)

第 八 条 法 第 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 有 効 期 間 の 更 新 の 申 請 は、 当 該 認 定 証 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日 の 三 十 日 前 ま で に 行 わ な け れ ば な ら ない。

〔 本 条 改 正 ・ 平 一 七 内 府 令 一 〇 二 〕

(認定証の有効期間の更新)

第 九 条 法 第 七 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 有 効 期 間 の 更 新 は、 更 新 を 受 け よ う と す る 者 が 現 に 有 す る 認 定 証 と 引 換 え に 新 た な 認 定 証 を 交 付 し て 行 う も の と す る。

〔 本 条 改 正 ・ 平 一 七 内 府 令 一 〇 二 〕

(通知の方法)

第 一 〇 条 法 第 七 条 第 三 項 の 規 定 に よ る 通 知 は、 理 由 を 付 し た 通 知 書 を 交 付 し て 行 う も の と す る。

〔 本 条 改 正 ・ 平 一 七 内 府 令 一 〇 二 〕

(営業所の届出等)

第 一 一 条 法 第 九 条 に 規 定 す る 届 出 書 の 様 式 は、 別 記 様 式 第 四 号 の と お り と す る。

- 2 前項の届出書は、当該都道府県の区域内に営業所を設けようとする場合にあっては当該営業所の所在地（当該営業所が二以上ある場合にあっては、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長を経由して、当該都道府県の区域内で警備業務を行おうとする場合（営業所を設けようとする場合を除く。）にあっては当該警備業務を行おうとする場所（当該場所が二以上ある場合にあっては、そのいずれか一の場所）の所轄警察署長を経由して、当該営業所を設け、又は警備業務を行おうとする日の前日までに提出しなければならない。

〔一項改正・平一七内府令一〇二〕

第一二条 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号
- 二 当該都道府県の区域内に設けようとする営業所又は当該区域内で行おうとする警備業務に係る営業所の名称及び所在地並びにこれらの営業所において取り扱う警備業務の区分（法第二条第一項各号の警備業務の区分をいう。第三十八条第三項を除き、以下同じ。）
- 三 前号の営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、選任する指導教育責任者の氏名及び住所

〔本条改正・平五総府令三七・平一二総府令八九・平一五内府令一〇・平一七内府令一〇二〕

第一三条 法第九条の内閣府令で定める書類は、当該都道府県の区域内に設けようとする営業所について選任する指導教育責任者に係る第四条第一項第三号に掲げる書類（当該指導教育責任者に係る同項第一号八及び二に掲げる書類を除く。）とする。

〔本条全改・平五総府令三七、改正・平一二総府令八九・平一五内府令一〇・平一七内府令一〇二〕

第一四条 法第九条の内閣府令で定める警備業務は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の区域内において継続して行う期間が三十日以内で、かつ、従事させる警備員の数が一日につき五人以内である警備業務
- 二 法第二条第一項第三号の警備業務で当該都道府県の区域内に当該運搬物の発送場所及び到達場所がないもの

〔本条改正・平八総府令五三・平一二総府令八九・平一七内府令一〇二〕

（廃止の届出）

第一五条 法第十条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

- 2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長（警備業を廃止した時において主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で法第九条に規定する警備業務（第十九条第三号、第二十一条及び第二十三条第二号において単に「警備業務」という。）を行っていた場合にあっては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第二十一条第二項第一号の規定により経由すべきこととされる警察署長）を経由して、警備業を廃止した日から十日以内に提出しなければならない。

〔本条追加・平一五内府令一〇、一・二項改正・旧一四条の二を繰下・平一七内府令一〇二〕

第一六条 法第十条第一項の内閣府令で定める事項は、廃止の年月日及び廃止の事由とする。

〔本条追加・平一五内府令一〇、旧一四条の三を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

（法第五条第一項各号に掲げる事項の変更の届出）

第一七条 法第十一条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

- 2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から十日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日）以内に提出しなければならない。

〔三項改正・平五総府令三七、見出し・一項改正・二項削除・旧三項を改正し二項に繰上・平一五内府令一〇、二項改正・平一七内府令一六、見出し・一項改正・旧一五条を繰下・平一七内府令一〇二〕

第一八条 法第十一条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

〔本条改正・平一二総府令八九・平一五内府令一〇、旧一六条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第一九条 法第十一条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 第四条第一項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類
- 二 法第十一条第二項に規定する事項に変更があつたことを理由とする届出にあつては、同項に規定する他の公安委員会の名称を記載した書面
- 三 都道府県の区域を異にして主たる営業所を変更したことを理由とする届出にあつては、法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項（変更後の主たる営業所の所在する都道府県の区域内に所在する営業所及び当該区域内で行う警備業務に係る営業所に係るものを除く。）を記載した書面

〔本条改正・平一二総府令八九・平一五内府令一〇、旧一七条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

(認定証の書換え)

第二〇条 法第十一条第三項の規定により認定証の書換えを受けようとする者は、別記様式第三号の書換え申請書及び当該認定証の写しを当該公安委員会に提出しなければならない。

2 第七条第二項の規定は前項の規定により書換え申請書及び認定証の写しを提出する場合について、第九条の規定は法第十一条第三項の認定証の書換えについて準用する。

〔本条追加・平一五内府令一〇、見出し・一・二項改正・平一七内府令一〇二〕

(法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出)

第二一条 法第十一条第四項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

2 前項本文の届出書は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める警察署長を経由して、当該変更の日から十日以内に提出しなければならない。

一 主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域を管轄する公安委員会に当該届出書を提出する場合 第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長（当該区域内に主たる営業所が所在していた場合にあっては、都道府県の区域を異にして当該営業所を変更する前のその所在地の所轄警察署長）

二 主たる営業所の所在する都道府県の区域内で当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わないこととなつたことを理由として当該届出書を提出する場合 主たる営業所の所在地の所轄警察署長

3 第一項ただし書の届出書は、前項第一号の規定により経由すべきこととされる警察署長を経由して、警備業務を行わないこととなつた日から十日以内に提出しなければならない。

〔本条追加・平一五内府令一〇、見出し・一項改正・旧一七条の三を繰下・平一七内府令一〇二〕

第二二条 法第十一条第四項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

〔本条追加・平一五内府令一〇、旧一七条の四を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第二三条 法第十一条第四項において準用する同条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 第十三条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類

二 第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長の管轄区域内において警備業務を行わないこととなつた場合（当該変更に係る公安委員会の管轄区域内において警備業務を行わないこととなつた場合を除く。）の届出にあつては、当該公安委員会の管轄区域内に営業所が所在するときは当該営業所の所在地（当該営業所が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長の名称を、当該区域内に営業所が所在しないときは当該区域内で警備業務を行う場所（当該場所が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の場所）の所轄警察署長の名称を記載した書面

〔本条追加・平一五内府令一〇、旧一七条の五を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第二十四条 前条第二号に規定する届出に係る届出書の提出は、第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長に代えて、当該届出書に添付した前条第二号に掲げる書面にその名称を記載した所轄警察署長を經由して行うことができる。

2 前条第二号に規定する届出をした警備業者については、前項に規定する所轄警察署長を第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長とみなして、この府令の規定を適用する。

〔本条追加・平一五内府令一〇、一・二項改正・旧一七条の六を繰下・平一七内府令一〇二〕

（認定証の返納等）

第二十五条 法第十二条第一項若しくは第二項の規定による認定証の返納又は同条第三項の規定による届出書の提出は、認定証の返納にあつては認定証を返納すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日を明らかにして、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を經由して、届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長を經由して、当該事由の発生日から十日以内に行わなければならない。

〔旧一八条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第二十六条 法第十二条第三項の内閣府令で定める事項は、認定証を返納すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日とする。

〔本条改正・平一二総府令八九、旧一九条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第三章 警備業務

〔章名追加・平一七内府令一〇二〕

（内閣府令で定める公務員）

第二十七条 法第十六条第一項の内閣府令で定める公務員は、警察官及び海上保安官とする。

〔見出し・本条改正・平一二総府令八九、旧二〇条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

(服装及び護身用具の届出)

第二八条 法第十六条第二項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。次条から第三十一条までにおいて同じ。）に規定する届出書の様式は、服装の届出に係る届出書にあつては別記様式第九号のとおりとし、護身用具の届出に係る届出書にあつては別記様式第十号のとおりとする。

2 前項の届出書は、第三条第二項又は第十一条第二項の規定により経由すべきこととされる警察署長を経由して、当該警備業務の開始の日の前日までに提出しなければならない。

〔一・二項改正・平一五内府令一〇、一項改正・旧二一条を繰下・平一七内府令一〇二〕

第二十九条 法第十六条第二項の内閣府令で定める事項は、服装の届出にあつては当該服装に付ける標章の位置及び型式並びに当該服装を用いて行う警備業務の内容とし、護身用具の届出にあつては護身用具の機能及び使用基準並びに当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容とする。

〔本条改正・平一二総府令八九、旧二二条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第三〇条 法第十六条第二項の内閣府令で定める書類は、服装（制服でない服装にあつては、標章を付けるものに限る。）の届出に係る届出書にあつては、服装の種類ごとに、当該服装を用いた警備員の正面及び側面の全身の縦の長さ十二センチメートル、横の長さ八センチメートルの写真（無背景で色彩を識別することのできるものに限る。）各一枚とし、護身用具の届出に係る届出書にあつては、護身用具の種類ごとに、護身用具の縦の長さ十二センチメートル、横の長さ八センチメートルの写真（色彩を識別することのできるものに限る。）一枚とする。

〔本条改正・平五総府令三七・平一二総府令八九・平一五内府令一〇、旧二三条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第三十一条 法第十六条第二項の内閣府令で定める警備業務は、第十四条各号に掲げる警備業務とする。

〔本条改正・平一二総府令八九、旧二四条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

(服装等の変更の届出)

第三十二条 法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長又は第二十一条第二項第一号の規定により経由すべきこととされる警察署長を経由して、当該変更に係る服装の使用又は護身用具の携帯の開始の日の前日までに提出しなければならない。

3 法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

- 4 法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一条第一項の内閣府令で定める書類は、第三十条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。

〔三・四項改正・平一二総府令八九、一・二項改正・平一五内府令一〇、一 四項改正・旧二五条を繰下・平一七内府令一〇二〕

(書面の交付)

第三三条 法第十九条第一項の規定により警備業務の依頼者に対して交付する契約の概要について記載した書面には、当該契約に係る次の事項を明記しなければならない。

- 一 法第二条第一項第一号の警備業務（機械警備業務を除く。）を行う契約にあつては、次に掲げる事項
- イ 警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
 - ロ 警備業務を行う日及び時間帯
 - ハ 警備業務対象施設の名称及び所在地
 - ニ 警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務
 - ホ 警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能
 - ヘ 警備業務に従事させる警備員が用いる服装
 - ト 警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材
 - チ 警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項
 - リ 警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置
 - ヌ 報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項
 - ル 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額
 - ヲ ルの金銭の支払の時期及び方法
 - ワ 警備業務を行う期間
 - カ 警備業務の再委託に関する事項
 - ヨ 免責に関する事項
 - タ 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項
 - レ 契約の更新に関する事項
 - ソ 契約の変更に関する事項
 - ツ 契約の解除に関する事項
 - ネ 警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口
 - ナ 特約があるときは、その内容
- 二 法第二条第一項第二号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項
- イ 警備業務を行うこととする場所
 - ロ 警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の措置

- 八 前号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
 - 三 法第二条第一項第三号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項
 - イ 運搬されることとなる現金、貴金属、美術品等であつて、警備業務の対象とするもの
 - ロ 警備業務を行う路程
 - ハ 二以上の車両を使用して警備業務を行うときは、これらの車両の車列の編成
 - ニ 運搬されることとなる現金、貴金属、美術品等であつて、警備業務の対象とするものの管理に関する事項
 - ホ 運搬されることとなる現金、貴金属、美術品等であつて、警備業務の対象とするものに係る盗難等の事故発生時の措置
 - ヘ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
 - 四 法第二条第一項第四号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項
 - イ 警備業務の対象となる者の氏名及び住所又は居所
 - ロ 警備業務の対象となる者に対する危害が発生するおそれがあり、又は発生したときの措置
 - ハ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
 - 五 機械警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項
 - イ 基地局及び待機所の所在地
 - ロ 盗難等の事故の発生に関する情報を感知する機器の設置場所及び種類その他警備業務用機械装置の概要
 - ハ 待機所から警備業務対象施設までの路程（当該路程を記載することが困難な事情があるときは、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着する時までに通常要する時間）
 - ニ 送信機器の維持管理の方法
 - ホ 第一号イからナまでに掲げる事項
- 〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

第三四条 法第十九条第二項第一号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第二条第一項第一号の警備業務（機械警備業務を除く。）を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロからヌまでに掲げる事項
- 二 法第二条第一項第二号の警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロ、ニからトまで及びヌ並びに同項第二号イ及びロに掲げる事項
- 三 法第二条第一項第三号の警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロ、ニからトまで及びヌ並びに同項第三号イからホまでに掲げる事項
- 四 法第二条第一項第四号の警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロ、ニからトまで及びヌ並びに同項第四号イ及びロに掲げる事項

五 機械警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロからヌまで及び同項第五号イからニまでに掲げる事項

2 法第十九条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 契約の締結年月日

二 前条第一項第一号カからソまで、ネ及びナに掲げる事項

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

第三五条 法第十九条第一項及び第二項の書面を警備業務の依頼者に交付する場合は、警備業務の依頼者に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の警備業務の依頼者が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

(情報通信の技術を利用する方法)

第三六条 法第十九条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 警備業者の使用に係る電子計算機と当該警備業務の依頼者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 警備業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該警備業務の依頼者の閲覧に供し、当該警備業務の依頼者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第十九条第三項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、警備業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に規定する方法は、当該警備業務の依頼者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、警備業者の使用に係る電子計算機と、当該警備業務の依頼者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

第三七条 警備業法施行令第一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち警備業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

第四章 教育等

〔章名追加・平一七内府令一〇二〕

第一節 教育及び指導監督

〔節名追加・平一七内府令一〇二〕

(教育)

第三八条 法第二十一条第二項の規定による警備員に対する教育（以下「警備員教育」という。）は、基本教育、業務別教育並びに必要なに応じて行う警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育とする。

- 2 基本教育は、警備業務に関する基本的な知識及び技能についての教育とし、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

| 警備員の区分 | 教育事項 | 教育時間数 |
|------------------------|---|---|
| 一 新たに警備業務に従事させようとする警備員 | イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ニ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。 ホ 護身用具の使用法その他の護身の方法に関すること。 | 十五時間（最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員及び警察官の職にあつた期間が通算して一年以上である警備員にあつては、五時間） |
| 二 現に警備業務に従事させている警備員 | イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。 | 教育期（四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。以下同じ。）ごとに、三時間 |

備考

- 一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。
- 二 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項八に掲げる教育事項についての教育は、講義の方法（教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う講義の方法をいう。以下同じ。）及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項口に掲げる教育事項についての教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。
- 三 この表の二の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行つた日の属する教育期は、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。

3 業務別教育は、警備員を主として従事させる次の表の上欄に掲げる警備業務の区分に応じ、当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。

| 警備業務の区分 | 教育事項 |
|------------------------------------|--|
| <p>法第二条第一項第一号の警備業務（機械警備業務を除く。）</p> | <p>イ 警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法に関する事 口 巡回の方法に関する事 ハ 警報装置その他当該警備業務を実施するために使用する機器の使用方法に関する事 ニ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する事 ホ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関する事</p> |
| <p>法第二条第一項第二号の警備業務</p> | <p>イ 当該警備業務を適正に実施するため必要な道路交通関係法令に関する事 口 車両及び歩行者の誘導の方法に関する事 ハ 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関する事 ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関する事 ホ 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生に際してとるべき措置に関する事 ヘ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関する事</p> |

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>法第二条第一 項第三号の警 備業務</p> | <p>イ 運搬に使用する車両等の構造及び設備に関すること。 ロ 車両等による伴走及び運搬中における周囲の見張りの方法に関すること。 ハ 運搬に係る現金、貴金属、美術品等の積卸しに際しての警戒の方法に関すること。 ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること。 ホ 運搬中における盗難等の事故の発生に際してとるべき措置に関すること。 ヘ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。</p> |
| <p>法第二条第一 項第四号の警 備業務</p> | <p>イ 人の身边における警戒に係る警戒位置その他警戒の方法に関すること。 ロ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること。 ハ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。 ニ 人の身体に対する危害の発生を防止するためにとるべき避難等の措置に関すること。 ホ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。</p> |
| <p>機械警備業務</p> | <p>イ 当該機械警備業務を実施するために使用する警備業務用機械装置の機能に関すること。 ロ 警備業務用機械装置による警戒及び指令の方法に関すること。 ハ 指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡の方法に関すること。 ニ 基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における不審者又は不審な物件の発見その他現場における事実の確認の方法に関すること。 ホ その他当該機械警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。</p> |

- 4 前項の業務別教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

| 警備員の区分 | | 教育時間数 |
|--------|--|------------|
| 一 | 新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの、機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務管理者資格者証の交付を受けているもの及び二の項に掲げる警備員を除く。） | 十五時間 |
| 二 | 新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員で最近三年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの及び機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務管理者資格者証の交付を受けているものを除く。） | 五時間 |
| 三 | 現に当該業務別教育に係る警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で、当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。） | 教育期ごとに、五時間 |

備考

- 一 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、この表の一の項又は二の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、それぞれ八時間又は三時間を超えない時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。
- 二 この表の三の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行つた日の属する教育期は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。

5 警備員教育は、第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書に記載する教育計画に基づき、適切かつ効果的に行わなければならない。

〔二・四項改正・昭六一総府令四三、二 四項改正・平八総府令五三、一 五項改正・旧二六条を繰下・平一七内府令一〇二〕

(指導教育責任者の選任)

第三九条 法第二十二条第一項の規定により選任される指導教育責任者は、次項及び第三項に規定する場合を除き、営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、専任の指導教育責任者として置かれなければならない。

2 二以上の警備業務の区分を取り扱う一の営業所において、これらの警備業務の区分のすべてに応じ警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けている者が置かれる場合は、当該これらの警備業務の区分ごとに専任の指導教育責任者をそれぞれ選任することを要しない。

3 専任の指導教育責任者が置かれている営業所に近接する営業所でその属する警備員の数が五人以下であるものについて、当該指導教育責任者が当該営業所において取り扱う警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けており、かつ、当該指導教育責任者を当該警備業務の区分に係る指導教育責任者として置くことにつき当該営業所の所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会の承認を得た場合は、専任の指導教育責任者を選任することを要しない。

〔一項改正・二項全改・三項追加・旧二七条を繰下・平一七内府令一〇二〕

(指導教育責任者の業務)

第四〇条 法第二十二条第一項の内閣府令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第六十六条第一項第四号に掲げる指導計画書を作成し、その計画書に基づき警備員を実地に指導し、及びその記録を作成すること。

二 第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書を作成し、及びそれに基づく警備員教育の実施を管理すること。

三 第六十六条第一項第六号に掲げる書類その他警備員教育の実施に関する記録の記載について監督すること。

四 警備員の指導及び教育について警備業者に必要な助言をすること。

〔本条改正・平一二総府令八九、旧二八条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

(指導教育責任者資格者証の様式)

第四一条 法第二十二条第二項に規定する指導教育責任者資格者証の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

〔本条改正・平一五内府令一〇、旧二九条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

(指導教育責任者資格者証の交付の申請)

第 四二条 法第二十二條第二項の規定による指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者は、その住所地を管轄する公安委員会に、別記様式第十三号の交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により交付申請書を提出する場合には、申請者の住所地の所轄警察署長を経由しなければならない。

3 第一項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二十二條第二項第一号に掲げる者に該当することを証する書面又は同項第二号に掲げる者に該当することについての国家公安委員会規則で定める基準に適合することを証する書面

二 第四条第一項第一号イ、八及び二に掲げる書類並びに法第二十二條第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔一 三項改正・平一五内府令一〇、一・三項改正・旧三〇条を繰下・平一七内府令一〇二〕

(指導教育責任者資格者証の書換え及び再交付の申請)

第 四三条 法第二十二條第五項の規定による指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者は、別記様式第十四号の書換え申請書及び当該指導教育責任者資格者証を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の書換え申請書には、第四条第一項第一号イに掲げる書類（履歴書を除く。）を添付しなければならない。

3 法第二十二條第六項の規定による指導教育責任者資格者証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十五号の再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

〔本条全改・平一二総府令二九、一・二項改正・平一五内府令一〇、一項改正・二項追加・旧二項を改正し三項に繰下・旧三一条を繰下・平一七内府令一〇二〕

(指導教育責任者資格者証等の返納の命令等)

第 四四条 法第二十二條第七項（法第二十三條第五項又は法第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による指導教育責任者資格者証（法第二十三條第五項において準用する場合にあつては合格証明書、法第四十二條第三項において準用する場合にあつては機械警備業務管理者資格者証）の返納の命令は、理由を付した返納命令書を交付して行うものとする。

2 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から十日以内に、当該指導教育責任者資格者証（法第二十三條第五項において準用する場合にあつては合格証明書、法第四十二條第三項において準用する場合にあつては機械警備業務管理者資格者証）を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

〔一項改正・平一二総府令二九、一・二項改正・旧三二条を繰下・平一七内府令一〇二〕

第二節 登録講習機関

〔本節追加・平一七内府令一〇二〕

（登録の申請）

第四五条 法第二十三条第三項の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第十六号による申請書に次に掲げる書類を添えて、国家公安委員会に提出しなければならない。

- 一 個人である場合は、第四条第一項第一号イに掲げる書類
- 二 法人である場合は、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に係る第四条第一項第一号イに掲げる書類
- 三 法第二十三条第三項の講習会（以下「講習会」という。）が法別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであることを証する書類
- 四 登録を受けようとする者が法第二十五条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 五 登録を受けようとする者が講習会を適正かつ確実に行うことができることを確認するため参考となるべき事項を記載した書類

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

（登録の更新）

第四六条 前条の規定は、法第二十七条第一項の登録の更新について準用する。

- 2 法第二十七条第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に申請書を提出しなければならない。

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

（登録講習機関に係る業務の休廃止の届出）

第四七条 登録講習機関は、法第三十一条の規定により講習会に係る業務（以下「講習会業務」という。）の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公安委員会に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする講習会業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第四八条 法第三十二条第二項第三号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第四九条 法第三十二条第二項第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項に規定する方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

(帳簿)

第五〇条 法第三十六条の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 講習会の実施年月日
 - 二 講習会の実施場所
 - 三 講習会を行つた講師の氏名並びに講習会において担当した科目及びその時間
 - 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 講習会の課程を修了した者(以下「修了者」という。)にあつては、前号に掲げる事項のほか、国家公安委員会規則で定める事項
- 2 前項各号に掲げる事項のすべてが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第三十六条に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録講習機関は、法第三十六条に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、講習会を実施した日から五年間保存しなければならない。
- 4 登録講習機関は、講習会に用いた教材及び講習会に用いた書類であつて国家公安委員会規則で定めるものを講習会を実施した日から三年間保存しなければならない。

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

(講習会の実施結果の報告)

第 五 一 条 登録講習機関は、講習会を行つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国家公安委員会に提出しなければならない。

- 一 講習会の実施年月日
 - 二 講習会の実施場所
 - 三 受講者数
 - 四 修了者数
- 2 前項の報告書には、修了者の氏名、生年月日、住所及び前条第一項第五号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講習会に用いた教材及び講習会に用いた書類であつて国家公安委員会規則で定めるものを添えなければならない。

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

(証明書の様式)

第 五 二 条 法第三十八条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第十七号のとおりとする。

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

第五章 機械警備業

〔章名追加・平一七内府令一〇二〕

(機械警備業務の届出)

第 五 三 条 法第四十条に規定する届出書の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

- 2 前項の届出書は、当該都道府県の区域内に基地局を設ける場合にあつては当該基地局の所在地（当該基地局が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の基地局の所在地）の所轄警察署長を経由して、基地局を設けない場合にあつては当該送信機器を設置する警備業務対象施設の所在地（当該警備業務対象施設が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の警備業務対象施設の所在地）の所轄警察署長を経由して、当該機械警備業務の開始の日の前日までに提出しなければならない。

〔一項改正・平一五内府令一〇、一項改正・旧三三条を繰下・平一七内府令一〇二〕

第 五 四 条 法第四十条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号
- 二 基地局ごとに、当該機械警備業務に係る待機所の名称及び所在地並びにその待機所に係る警備業務対象施設（他の都道府県の区域内に所在するものを除く。）の所在する市町村の名称（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区の名称）

〔本条改正・平一二総府令八九・平一五内府令一〇、旧三四条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第五十五条 法第四十条の内閣府令で定める書類は、当該都道府県の区域内に所在する基地局について選任する機械警備業務管理者に係る次に掲げる書類とする。

- 一 機械警備業務管理者資格者証の写し
- 二 誠実に業務を行うことを誓約する書面
- 三 第四条第一項第一号イ、八及び二に掲げる書類
- 四 精神機能の障害に関する医師の診断書（法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り。）
- 五 法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔本条全改・平五総府令三七、改正・平一二総府令八九・平一五内府令一〇、旧三五条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

（廃止等の届出）

第五十六条 法第四十一条に規定する届出書の様式は、当該都道府県の区域内における基地局を廃止した場合（基地局を廃止したが、当該区域内において機械警備業務を行う場合を除く。以下同じ。）、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第八号のとおりとし、法第四十条第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつた場合（基地局を廃止したが、当該区域内において機械警備業務を行う場合を含む。以下同じ。）の届出に係る届出書にあつては別記様式第十九号のとおりとする。

2 前項の届出書は、第五十三条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に提出しなければならない。

〔一項改正・平一五内府令一〇、一・二項改正・旧三六条を繰下・平一七内府令一〇二〕

第五十七条 法第四十一条の内閣府令で定める事項は、当該都道府県の区域内における基地局を廃止した場合、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合の届出にあつては基地局の廃止その他機械警備業務を行わないこととなつた日に係る年月日及びその事由とし、法第四十条第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつた場合の届出にあつては当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

〔本条改正・平一二総府令八九・平一五内府令一〇、旧三七条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第五十八条 法第四十一条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 第五十五条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類

二 第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長の管轄区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合（当該公安委員会の管轄区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合を除く。）の届出にあつては、当該公安委員会の管轄区域内に基地局が所在するときは当該基地局の所在地（当該基地局が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の基地局の所在地）の所轄警察署長の名称を、当該区域内に基地局が所在しないときは当該区域内で行う機械警備業務に係る警備業務対象施設の所在地（当該警備業務対象施設が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の警備業務対象施設の所在地）の所轄警察署長の名称を記載した書面

〔本条改正・平一二総府令八九・平一五内府令一〇、旧三八条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

第五十九条 前条第二号に規定する届出に係る届出書の提出は、第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長に代えて、当該届出書に添付した前条第二号に掲げる書面にその名称を記載した所轄警察署長を經由して行うことができる。

2 前条第二号に規定する届出をした機械警備業者については、前項に規定する所轄警察署長を第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長とみなして、この府令の規定を適用する。

〔本条追加・平一五内府令一〇、一・二項改正・旧三八条の二を繰下・平一七内府令一〇二〕

（機械警備業務管理者の選任）

第六十条 法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かれなければならない。

〔旧三九条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

（機械警備業務管理者の業務）

第六十一条 法第四十二条第一項の内閣府令で定める業務は、次のとおりとする。

一 警備業務用機械装置による警備業務対象施設の警戒、警備業務用機械装置の維持管理その他の警備業務用機械装置の運用を円滑に行うための計画を作成し、その計画に基づき警備業務用機械装置の運用を行うように警備員その他の者を監督すること。

二 指令業務に関する基準を作成し、その基準により指令業務を統制するため指令業務に従事する警備員を指導すること。

三 警備員に対し、警察機関への連絡について指導を行うこと。

四 法第四十四条に規定する書類の記載について監督すること。

五 機械警備業務の管理について機械警備業者に必要な助言をすること。

〔本条改正・平一二総府令八九、旧四〇条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

(機械警備業務管理者資格者証の様式)

第 六二条 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

[本条改正・平一五内府令一〇、旧四一条を改正し繰下・平一七内府令一〇二]

(機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請)

第 六三条 第四十二条の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者について、第四十三条の規定は機械警備業務管理者資格者証の書換え又は再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十二条第三項第一号中「法第二十二条第二項第一号」とあるのは「法第四十二条第二項第一号」と、同項第二号中「並びに法第二十二条第四項各号」とあるのは「、精神機能の障害に関する医師の診断書（法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り。）並びに法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項各号」と、第四十三条中「当該指導教育責任者資格者証」とあるのは「当該機械警備業務管理者資格者証」と読み替えるものとする。

2 公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

[本条改正・平一二総府令二九、見出し・一項改正・二項追加・平一五内府令一〇、一・二項改正・旧四二条を繰下・平一七内府令一〇二]

(書類の備付け)

第 六四条 法第四十四条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 基地局及び待機所の位置並びに待機所ごとの警備業務対象施設の所在する地域（地図上に記載するものとする。）
 - 二 待機所ごとに、市町村の区域（指定都市にあつては、区の区域）ごとの警備業務対象施設の数（別記様式第二十一号により記載するものとする。）
 - 三 警備業務対象施設ごとに、待機所から警備業務対象施設までの路程及び基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着する時までに通常要する時間
 - 四 待機所ごとに、配置する車両その他の装備の種類ごとの数量
 - 五 盗難等の事故の発生に関する情報を受信した日時、その情報に係る警備業務対象施設の名称及び所在地並びにその情報に応じて講じた措置及びその結果（その情報に応じて警備員を現場に向かわせた場合にあつては、当該受信の時から警備員が現場に到着する時までに要した時間を含む。）
- 2 前項第五号に掲げる事項を記載した書類は、当該情報の受信の日から一年間、備えておかなければならない。

[一項改正・平一二総府令八九・平一五内府令一〇、一項改正・旧四五条を繰下・平一七内府令一〇二]

(電磁的方法による記録)

第六五条 法第四十四条各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第六十七条において同じ。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて法第四十四条に規定する当該事項が記載された書類に代えることができる。

[本条追加・平一〇総府令五〇、旧四五条の二を改正し繰下・平一七内府令一〇二]

第六章 監督

[章名追加・平一七内府令一〇二]

(警備員の名簿等)

第六六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 次の事項を記載し、かつ、三年以内に撮影した無帽、正面、上三分身の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真(無背景のものに限る。)をはり付けた警備員の名簿
 - イ 氏名、本籍、住所、生年月日及び採用年月日並びに退職した場合には退職年月日
 - ロ 当該警備員に対して行つた警備員教育に係る実施年月日、内容、時間数及び実施者の氏名
- 八 従事させる警備業務の内容
- 二 合格証明書の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 当該合格証明書に係る警備業務の種別
 - (2) 当該合格証明書を交付した公安委員会の名称
 - (3) 当該合格証明書の交付年月日
 - (4) 当該合格証明書の番号
 - (5) その他国家公安委員会規則で定める事項
- ホ 指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 当該指導教育責任者資格者証を交付した公安委員会の名称
 - (2) 当該指導教育責任者資格者証の交付年月日
 - (3) 当該指導教育責任者資格者証の番号
 - (4) 当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分
- へ 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項
 - (1) 当該機械警備業務管理者資格者証を交付した公安委員会の名称
 - (2) 当該機械警備業務管理者資格者証の交付年月日
 - (3) 当該機械警備業務管理者資格者証の番号

- 二 警備員ごとに、法第十四条第一項に規定する者に該当しないことを誓約する書面の提出を受けた旨その他同項に規定する者に該当しないことを確認するために講じた措置を記載した書類（当該提出を受けた書面の添付があるものに限る。）
 - 三 護身用具の種類ごとの数量を記載した書面
 - 四 警備員に対する指導に関する計画を記載した指導計画書
 - 五 教育期ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書
 - 六 教育期ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施場所、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類
 - 七 警備業務に関する契約ごとに、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 当該契約に係る警備業務の依頼者
 - ロ 第三十三条第一号二（当該契約が法第十八条に規定する種別の警備業務を行うものである場合には、当該種別に係る合格証明書を受けている警備員の氏名を含む。）及びワに掲げる事項
 - ハ 当該契約が法第二条第一項第一号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第一号八に掲げる事項
 - ニ 当該契約が法第二条第一項第二号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第二号イに掲げる事項
 - ホ 当該契約が法第二条第一項第三号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第三号ロに掲げる事項
 - ヘ 当該契約が法第二条第一項第四号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第四号イに掲げる事項（警備業務の対象となる者の氏名を除く。）
 - 八 警備業務についての依頼者等からの苦情に関し、苦情を申し出た者の氏名及び連絡先、苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置並びに苦情処理を担当した者の氏名を記載した書類
- 2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該教育期が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかななければならない。
 - 3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該教育期の開始の日の三十日前までに備えておかななければならない。

〔一項改正・昭六一総府令四三・平五総府令三七・平八総府令五三・平一二総府令八九・平一五内府令一〇、一 三項改正・旧四六条を繰下・平一七内府令一〇二〕

(電磁的方法による記録)

第六七条 前条第一項に規定する書類に記載することとされている事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する書類に代えることができる。

〔本条追加・平一〇総府令五〇、旧四七条を繰下・平一七内府令一〇二〕

(電磁的方法による記録に係る基準)

第六八条 第六十五条又は前条の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

〔本条追加・平一〇総府令五〇、旧四八条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

(報告等の要求)

第六九条 法第四十六条の規定による報告又は資料の提出の要求は、当該要求の理由を記載した書面により行うものとする。

〔本条追加・平一五内府令一〇、旧四九条を改正し繰下・平一七内府令一〇二〕

(証明書の様式)

第七〇条 法第四十七条第二項において準用する法第三十八条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十二号のとおりとする。

〔本条追加・平一七内府令一〇二〕

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、警備業法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年一月十五日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令の施行の日以降における最初の教育期は、第二十六条第二項の表の二の項の下欄の規定にかかわらず、この府令の施行の日から昭和五十八年九月三十日までの期間とする。
- 3 改正法附則第四項に規定する公安委員会が警備員の指導及び教育に関し知識経験があると認める者に係る改正法による改正後の法第四条の二第一項又は第五条若しくは第六条第一項の規定により認定申請書又は届出書に添付すべき書類については、第四条第三号中「警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の写し」とあるのは「公安委員会が警備員の指導及び教育に関し知識経験があると認める者であることを証する書面」と、「第一号イ、八及び二」とあるのは「第一号イ」と読み替えて、同号（二を除く。）の規定を適用する。

- 4 改正法附則第五項に規定する公安委員会が機械警備業務の管理に関し知識経験があると認める者に係る改正法による改正後の法第十一条の四又は第十一条の五の規定により届出書に添付すべき書類については、第三十五条第一号中「機械警備業務管理者資格者証の写し」とあるのは「公安委員会が機械警備業務の管理に関し知識経験があると認める者であることを証する書面」と読み替えて、同条（第一号二及び第二号を除く。）の規定を適用する。

（参考）

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令〔抄〕
〔平一七・一一・一八内府令一〇二〕

第二条 警備業法施行規則の一部を次のように改正する。

第四十五条第二号二中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

別記様式第一号、別記様式第五号及び別記様式第六号中「

| | |
|--------|---|
| 法人等の種別 | 1．個人 2．株式会社 3．有限会社 4．合資会社 5．合名会社 6．財団法人 7．社団法人 9．その他 |
|--------|---|

」を「

| | |
|--------|---|
| 法人等の種別 | 1．個人 2．株式会社 3．持分会社 4．財団法人 5．社団法人 9．その他 |
|--------|---|

」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令〔中略〕は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日〔平一七・七・二六から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日〕から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

〔本様式全改・平6総府令9、改正・平11総府令2、全改・平15内府令10〔1条〕、改正・平15内府令10〔2条〕、全改・平17内府令102〕

別記様式第2号（第5条関係）

〔本様式改正・平6総府令9〕

別記様式第3号（第7条、第20条関係）

〔本様式改正・平6総府令9・平11総府令2・平12総府令29、全改・平15内府令10・平17内府令102〕

別記様式第4号（第11条関係）

〔本様式改正・平5総府令37、全改・平6総府令9、改正・平11総府令2、全改・平15内府令10〔1条〕、改正・平15内府令10〔2条〕、全改・平17内府令102〕

別記様式第 5 号（第15条関係）

〔本様式改正・平 6 総府令 9・平11総府令 2、全改・平15内府令10、改正・平17内府令102〕

別記様式第 6 号（第17条関係）

〔本様式全改・平 6 総府令 9、改正・平11総府令 2、全改・平15内府令10〔1条〕、改正・平15内府令10〔2条〕、全改・平17内府令102〕

別記様式第 7 号（第21条関係）

〔本様式改正・平 6 総府令 9・平11総府令 2、全改・平15内府令10・平17内府令102〕

別記様式第 8 号（第21条、第56条関係）

〔本様式改正・平 6 総府令 9・平11総府令 2、全改・平15内府令10、改正・平17内府令102〕

別記様式第 9 号（第28条関係）

〔本様式追加・平15内府令10、改正・平17内府令102〕

別記様式第10号（第28条関係）

〔本様式追加・平15内府令10、改正・平17内府令102〕

別記様式第11号（第32条関係）

〔本様式追加・平15内府令10、改正・平17内府令102〕

別記様式第12号（第41条関係）

〔本様式改正・平 6 総府令 9、旧様式 9 号を繰下・平15内府令10、本様式改正・平17内府令102〕

別記様式第13号（第42条、第63条関係）

〔本様式追加・平15内府令10、全改・平17内府令102〕

別記様式第14号（第43条、第63条関係）

〔本様式追加・平15内府令10、全改・平17内府令102〕

別記様式第15号（第43条、第63条関係）

〔本様式追加・平15内府令10、全改・平17内府令102〕

別記様式第16号（第45号関係）

〔本様式追加・平17内府令102〕

別記様式第17号（第52条関係）

〔本様式追加・平17内府令102〕

別記様式第18号（第53条関係）

〔本様式追加・平15内府令10、本様式全改・旧様式16号を繰下・平17内府令102〕

別記様式第19号（第56条関係）

〔本様式追加・平15内府令10、本様式全改・旧様式17号を繰下・平17内府令102〕

別記様式第20号（第62条関係）

〔本様式改正・平6総府令9、旧様式13号を繰下・平15内府令10、旧様式18号を改正し繰下・平17内府令102〕

別記様式第21号（第64条関係）

〔本様式改正・平6総府令9、旧様式15号を繰下・平15内府令10、旧様式19号を改正し繰下・平17内府令102〕

別記様式第22号（第70条関係）

〔本様式追加・平17内府令102〕
